

② 遺伝カウンセリングの見直し

第1 基本的な考え方

難病領域において遺伝学的検査に係る遺伝カウンセリングを適切に提供する観点から、他の医療機関の医師と連携し、情報通信機器を用いて遺伝カウンセリングを実施した場合について、新たな評価を行う。

第2 具体的な内容

難病領域において、個別の疾患の診断・治療に関する知識等を有する医師が必ずしも十分には存在しないことを踏まえ、検体検査判断料における遺伝カウンセリング加算について、患者に対面診療を行う医師と当該疾患に関する十分な知識等を有する医師が連携し、事前に情報共有を行った上で、情報通信機器を用いて遺伝カウンセリングを実施した場合も算定可能とする。

改 定 案	現 行
<p>【検体検査判断料】 [算定要件]</p> <p>注6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、<u>難病に関する検査（区分番号D006-4に掲げる遺伝学的検査及び区分番号D006-20に掲げる角膜ジストロフィー遺伝子検査をいう。以下同じ。）</u>又は遺伝性腫瘍に関する検査（区分番号D006-19に掲げるがんゲノムプロファイリング検査を除く。）を実施し、その結果について患者又はその家族等に対し遺伝カウンセリングを行った場合には、遺伝カウンセリング加算として、患者1人につき月1回に限り、1,000点を所定点数に加算する。<u>ただし、遠隔連携遺伝カウンセリング（情報通信機器を用いて、他の保険医療機</u></p>	<p>【検体検査判断料】 [算定要件]</p> <p>注6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、<u>区分番号D006-4に掲げる遺伝学的検査、区分番号D006-20に掲げる角膜ジストロフィー遺伝子検査又は遺伝性腫瘍に関する検査（区分番号D006-19に掲げるがんゲノムプロファイリング検査を除く。）</u>を実施し、その結果について患者又はその家族等に対し遺伝カウンセリングを行った場合には、遺伝カウンセリング加算として、患者1人につき月1回に限り、1,000点を所定点数に加算する。</p>

関と連携して行う遺伝カウンセリング（難病に関する検査に係るものに限る。）をいう。）を行う場合は、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行う場合に限り算定する。

- (10) 難病に関する検査（区分番号D006-4に掲げる遺伝学的検査及び区分番号D006-20に掲げる角膜ジストロフィー遺伝子検査をいう。）に係る遺伝カウンセリングについては、ビデオ通話が可能な情報通信機器を用いた他の保険医療機関の医師と連携した遺伝カウンセリング（以下「遠隔連携遺伝カウンセリング」という。）を行っても差し支えない。なお、遠隔連携遺伝カウンセリングを行う場合の遺伝カウンセリング加算は、以下のいずれも満たす場合に算定できる。
- ア 患者に対面診療を行っている保険医療機関の医師は、疑われる疾患に関する十分な知識等を有する他の保険医療機関の医師と連携し、遠隔連携遺伝カウンセリングの実施前に、当該他の保険医療機関の医師に診療情報の提供を行うこと。
- イ 患者に対面診療を行っている保険医療機関の医師は、他の保険医療機関の医師に診療情報の提供を行い、当該医師と連携して診療を行うことについて、あらかじめ患者に説明し同意を得ること。
- ウ 患者に対面診療を行っている保険医療機関の医師は、当該診療の内容、診療を行った日、診療時間等の要点を診療録に記載すること。
- エ 当該他の保険医療機関は本区分の「注6」遺伝カウンセリング

(新設)

<p><u>加算の施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関であること。</u></p> <p><u>オ 当該他の保険医療機関の医師は、厚生労働省の定める情報通信機器を用いた診療に係る指針に沿って診療を行うこと。また、個人の遺伝情報を適切に扱う観点から、当該他の保険医療機関内において診療を行うこと。</u></p> <p><u>カ 事前の診療情報提供については、区分番号「B009」診療情報提供料（I）は別に算定できない。</u></p> <p><u>キ 当該診療報酬の請求については、対面による診療を行っている保険医療機関が行うものとし、当該診療報酬の分配は相互の合議に委ねる。</u></p> <p><u>(11)～(13) (略)</u></p> <p>[施設基準]</p> <p>五 <u>遺伝カウンセリング加算の施設基準等</u></p> <p><u>(1) 遺伝カウンセリング加算に関する施設基準</u></p> <p><u>イ・ロ (略)</u></p> <p><u>(2) 検体検査判断料の注6に規定する遠隔連携遺伝カウンセリングに係る施設基準</u></p> <p><u>イ 遺伝カウンセリング加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。</u></p> <p><u>ロ 情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。</u></p> <p>第21 遺伝カウンセリング加算</p> <p>1 (略)</p> <p><u>2 検体検査判断料の注6に規定する遠隔連携遺伝カウンセリングに係る施設基準</u></p> <p><u>(1) 1に係る届出を行っている保険</u></p>	<p><u>(10)～(12) (略)</u></p> <p>[施設基準]</p> <p>五 <u>遺伝カウンセリング加算の施設基準</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(1)・(2) (略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第21 遺伝カウンセリング加算</p> <p>1 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
---	---

<p><u>医療機関であること。</u></p> <p><u>(2) 厚生労働省の定める情報通信機器を用いた診療に係る指針に沿って診療を行う体制を有する保険医療機関であること。</u></p> <p><u>3 届出に関する事項</u></p> <p><u>(1) (略)</u></p> <p><u>(2) 「2」については、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。</u></p>	<p><u>2 届出に関する事項</u></p> <p>(略)</p>
---	-------------------------------------